



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名  
貯蔵品管理システム運用保守業務
- 2 事業者名  
株式会社 H B A
- 3 特定理由  
本業務は、貯蔵品管理システムの運用支援及び保守を行う業務である。  
この業務を的確に実施するためには、貯蔵品管理システム全体に対する正確な知識が必要となる。また、貯蔵品管理システムの構成情報はセキュリティ上公開しないため、システム開発業者である上記業者以外が本業務を履行することができない。  
以上のことから、本業務を実施する能力を有する「株式会社H B A」に特定する。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 給配水管管理システム保守管理サポート業務
- 2 業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由 本業務は、給配水管管理システムの運用及び保守管理を行う業務である。  
本業務は、当該システムのソフトウェア及びソフトウェアの周辺機器（サーバ、端末機、通信用機器等）の運用に必要な専門的技術情報を習得し、利用に関する権利を有している者でなければ業務を履行することができない。  
上記業者は、当該システムの開発業者であるドコモ・システムズ（株）からシステムの利用権の許諾を受けた唯一の業者である。  
以上のことから、上記業者以外では履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により、業者を特定する。

### 記

- 1 件名 水道記念館展示装置等保守点検業務
- 2 業者名 株式会社乃村工藝社 北海道支店
- 3 特定理由 当該展示装置機器は、上記業者が企画・製造・設置したものであり、機器装置などの動作制御方式や演示・演出などのソフトは、主制御システムによって複合的にコントロールし作動させている。これらソフト及びシステムは一般共通のものでなく、特注により製作されたものであり、製造者でなければその仕様及びプログラムの詳細を知り得ない。  
したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 パージアンドトラップ装置付きガスクロマトグラフ質量分析計保守業務
- 2 事業者名 北海道和光純薬株式会社
- 3 特定理由 パージアンドトラップ装置付きガスクロマトグラフ質量分析計（日本電子株式会社製 JMS-Q1500GC 一式）は、水道水質維持のために常時稼働させてカビ臭物質の測定を行っており、測定の安定性及び信頼性確保が不可欠である。当該機器は日本電子株式会社が製造販売する一連の機器であり、その整備作業に関する代理店は北海道和光純薬株式会社のみであるため、北海道和光純薬株式会社を特定することとする。

### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

#### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。





## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 液体クロマトグラフ質量分析計保守業務
- 2 事業者名 北海道和光純薬株式会社
- 3 特定理由 液体クロマトグラフ質量分析計（日本ウォーターズ(株)製 ACQUITY UPLC H-Class / Xevo TQ-XS）は精密水質分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、製造元の日本ウォーターズ（株）のみが実施可能である。北海道和光純薬株式会社は、水質管理センターで現在使用している対象機器に係る日本ウォーターズ（株）唯一の代理店（代理店証明書添付）であるため、当該事業者を特定することとする。

#### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

#### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件 名 液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務（白川水質）
- 2 事業者名 株式会社ムトウ
- 3 特定理由 液体クロマトグラフ質量分析計（（株）島津製作所製 LCMS-8069NX / NexeraX3 / ATN-2050）は精密分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、（株）島津製作所のみ可能である。（株）ムトウは（株）島津製作所が指定するこの業務に係る唯一の代理店（代理店証明書添付）であるため、当該事業者を特定することとする。

#### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

##### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。



別 表

	単 価
一 般 ご み	5, 8 0 0 円/m <sup>3</sup>
資源化ごみ 1	5, 1 5 0 円/m <sup>3</sup>
資源化ごみ 2	5, 8 0 0 円/m <sup>3</sup>

※資源化ごみ 1 については、週 1 回以上の定期収集の 1 回あたりの収集量が 0. 5 m<sup>3</sup>以上である場合の金額

※資源化ごみ 2 については、週 1 回以上の定期収集の 1 回あたりの収集量が 0. 5 m<sup>3</sup>未満である場合の金額

## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 水道局じん芥収集運搬業務
- 2 事業者名 (一財) 札幌市環境事業公社
- 3 特定理由

上記業者は、札幌市において、じん芥収集業務を許可されている唯一の業者であるため。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物収集運搬業者としての許可)

### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

#### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号に該当すると判断されるため。

- 備考
- ・この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
  - ・この業者特定理由書は、局内各課で執行する「じん芥収集運搬業務」に適用する。